

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成29年9月12日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	5番 小西勝正	6番 高原敏正
7番 大河原誠	9番 片岡一矢	10番 木下泉
11番 宇津木利正	12番 太田一己	13番 川野実重
15番 雪上勲	16番 古澤直通	17番 高原峯夫
18番 大森茂利	19番 藤澤美芳	20番 長船裕一
21番 永守修一	22番 久山英之	23番 上村善亮
24番 石黒五月	25番 大内美智子	26番 原野健一
27番 石原芳高		

欠席委員

8番 大森一廣
14番 河崎繁

4. 議事に参与した者

事務局長 小林裕治
事務局 島宏彰
事務局 久山貴史
事務局 大原康岐

5. 議事内容

報告事項	農地法許可に係る専決処分について
第1号議案	農地法第3条許可申請について
第2号議案	農地法第4条許可申請について
第3号議案	農地法第5条許可申請について
第4号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定・利用権移転)
第5号議案	農地利用集積円滑化事業規程の一部変更承認申請について

そ の 他

- 事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、委員の皆さまが揃ったようなので、平成29年度瀬戸内市農業委員会、第6回の総会を始めさせていただきます。まず、はじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。本日は大変足元の悪い中での出席をいただき、ありがとうございます。本日も10件程度の申請が提出されておりますので、適正なご審議の程、よろしく申し上げます。
- 事務局長 ありがとうございます。ただいま出席委員数は定数27名のうち25名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、8番・大森委員、14番・河崎委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに22番・久山委員、23番・上村委員、よろしく申し上げます。
早速議題の方に入らせて頂きます。最初に、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。
議案1頁目の農地法許可に係る専決処分についてでございます。平成29年度瀬戸内市農業委員会第5回総会で農地転用許可相当と議決されました、エステートプランニング株式会社外1件の農地法第5条許可申請につきまして、転用面積が30aを超えておりましたので、岡山県農業会議に諮問したところ、平成29年8月28日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。また、同じく平成29年度瀬戸内市農業委員会第5回総会で農地転用許可相当と議決されました、中国土地開発株式会社の農地法第5条許可申請につきまして、平成29年8月25日付けで瀬戸内市開発審議会の承諾がありましたので、同日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
以上で事務局より報告事項の説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
（意見なし）
- 議長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、報告承認とさせていただきます。

それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町牛窓1732」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は292㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は13,123㎡となっております。家族数は4名、うち耕作者数は3名となっております。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の國岡委員さんで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「牛窓町長浜■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「和気郡和気町大中山■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜3616-1」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積

は220㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は28,471㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■ ■■■」さんさんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■■ ■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の小西委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町山手■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。譲渡人「兵庫県高砂市阿弥陀町北池■■■ ■■■ ■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町山手1099-2」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は310㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は6,702㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大河原委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町虫明■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「邑久町虫明■■ ■■ ■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町754-3」。登記地目、現況地目はいずれも「畑」。面積は242㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は3,023㎡です。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■ ■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■ ■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周

辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の河崎委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町牛文■■■■■■■■」。譲渡人「長船町牛文■■■■■■■■」。農地の所在地は「長船町牛文932」。登記地目、現況地目はいずれも「田」。面積は236㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は63,341㎡です。家族数は3名、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■■■■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■■■■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の高原委員さんとで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん、1番・國岡委員さん、お願いします。

- 1 番 委 員 1 番・國岡です。1 番案件は■■さんと■■さん、叔父と甥の関係
 でございます。■■さんが高齢のため、農業ができないということで
 甥の■■さんに譲るということで話ができたようです。問題ない
 ように思われますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続ひての2番案件について、担当
 委員さん、5番・小西委員さん、お願ひします。
- 5 番 委 員 それでは、説明させていただきます。研修生の方が■■さんの家を
 購入しており、申請地はこの家の前の畑でござひまして、研修生は
 要件を満たしていないので、研修生の面倒をみる■■さんが農地に
 つひては面倒をみるということで話がまとまったそうです。研修生
 が就農して要件を満たすようになったら、譲り渡す予定となつてい
 るようです。■■さんが面倒をみるということなので、特に問題は
 ないと思ひますので、よろしくお願ひします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続ひての3番案件について、担当
 委員さん、7番・大河原委員さん、お願ひします。
- 7 番 委 員 はい、7番・大河原です。この件に関しては■■さんからお願ひが
 ありまして、申請地は■■さんの家の隣にありまして、■■さんは
 県外に出ていらっしやつて、戻つてくる予定もないそうです。これ
 までも■■さんが代わりに耕作していたみたいです。ここで贈与と
 いうかたちで話がまとまったみたいで、何も問題はありませぬ。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続ひての4番案件について、担当
 委員さんは欠席なので、代わりに事務局で説明をお願ひします。
- 事 務 局 担当委員さんが欠席のため、代わりに事務局の方で説明させていた
 だきます。譲受人の■■さんは、第3号議案にもありますが、自宅
 の増築する計画となつており、農地を取得する予定となつておりま
 す。一部は転用しますが、その残地については引き続き農地として
 利用していくということで申請があつたものです。譲渡人の■■さ
 んについては、お父さんが亡くなり、ご本人ではなかなか続ひてい
 くことが難しいということで譲渡することで話がまとまったそう
 です。担当委員からも特に問題はなひと聞いておりますので、よろ
 しくお願ひします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続ひての5番案件について、17
 番・高原委員さん、お願ひします。
- 17 番 委 員 ■■さんは酪農をしていらっしやつて、牛舎が申請地と隣接している
 ようです。■■さんも高齢で農業を続けるのが難しいそうです。隣接
 していることもあつて、畦等の管理もしていかなければ牛舎にも影響
 があるということで、■■さんの方で今後は管理していくというこ
 とで話がまとまったようです。特に問題はなひと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料2頁目、農地法第4条許可申請について説明させていただきます。

【1番案件】

申請人「長船町牛文■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「長船町服部1569-5」。地目は「田」。面積は220㎡。転用目的は「自己住宅」。施設の概要は「木造2階建て 1棟64.93㎡」。建ぺい率は「29.51%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米400kgとなっております。資金は、自己資金が■■■■、借入金■■■です。隣地の被害はありません。なお、転用申請するもので、農用地区域外農地です。場所につきましては資料7ページを御覧ください。JA岡山長船カントリーから西へ約300mに位置しております。

以上、事務局から第2号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。担当委員さん20番・長船委員さんをお願いします。

20番委員 長船です。この件は■■■さんが借家に住まわれていますが、借家が老朽化してリフォームが必要となるということで、自己住宅を建築するようになったようです。図面にあったところを埋め立てて家を建てるようです。よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。議案資料3頁目をご覧ください。

【1番案件】

譲受人「備前市西片上1390番地 建設業 寺見建設株式会社 代表取締役 末廣 芳夫」。譲渡人「邑久町尾張■■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張474-1」。地目は「田」。面積は760㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売分譲住宅 4棟 211.97㎡」「道路 121.29㎡」。建ぺい率は「33.15%」となっています。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は480kgとなっております。資金は、自己資金が■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、2番案件と一緒に説明いたします。

【2番案件】

譲受人「邑久町尾張■■■■」。譲渡人「邑久町尾張■■■■」。土地の所在地は「邑久町尾張474-3」。地目は「田」。面積は34㎡。転用目的は「宅地拡張」。施設の概要は「住宅用地 34㎡」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり無償となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。中央公民館から南に約100mのところに位置しております。

【3番案件】

譲受人「邑久町北島■■■■」。譲渡人「岡山市東区九幡■■■■」。土地の所在地は「邑久町北島736」。地目は「畑」。面積は150㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「露天駐車場 150㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■です。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。今城幼稚園・保育園から南に約400mのところに位置しております。

【4番案件】

譲受人「邑久町虫明■■ ■■ ■■ ■■」。譲渡人「邑久町虫明■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「邑久町虫明754-5」。地目は「畑」。面積は8.45㎡。「邑久町虫明754-6」。地目は「畑」。面積は11㎡。転用目的は「宅地拡張」。施設の概要は「住宅用地 11.00㎡」「道路 8.45㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は普通畑となっております。資金は、自己資金が■■です。隣地への被害はありません。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。また、農用地区域外農地となっております。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。裳掛小学校から東に約100mのところ position しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。1番、2番案件の担当委員さん、6番・高原委員さん、お願いいたします。

6番委員 6番・高原です。■■さんは一人暮らしで多くの面積を耕作することはできないということで所有地を処分しているようです。申請の排水は公共下水道に接続するというので、地元からも承諾をもらっているようです。特に問題ありません。2番案件ですが、■■さんと■■さんは姉妹で、隣地を処分する予定であることを話したところ、家のまわりとなる土地を分けて欲しいということでまとまった話で、何も問題はありません。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。続いての3番案件について、9番・片岡委員さん、お願いします。

9番委員 9番・片岡です。昭和50年代に上寺北島ハイツとして整備された中にありまして、当時は畑としてあったものですが、今は荒れて木が生えてしまっているものです。農地としての活用としては難しいので、隣地の人の駐車場となるということで問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。続いての4番案件について、事務局説明をお願いします。

事務局 事務局の方で説明させていただきます。先ほどの第1号案件でも少し説明しましたが、■■さんの息子さん結婚して家に住むことになるということで家の増築をする予定となっております。位置図を見ていただければと思いますが、増築に伴い赤線の用途廃止をし、付替道路として今回の農地転用を行う予定となっております。地元の同意も得られており、特に問題はない旨を担当委員からは聞いております。よろしく申し上げます。

- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。続きまして、第5号議案、農地利用集積円滑化事業規程の一部変更承認申請についてということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第5号議案農地利用集積円滑化事業規程の一部変更承認申請についてご説明いたします。議案資料6頁目をご覧ください。
- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律において「農業会議」という名称が「農業委員会ネットワーク機構」に変更となったことから、岡山市農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規程の一部が変更となり、関係団体である瀬戸内市農業委員会に承認申請があったものとなります。団体名称は法改正に伴い、変更となっておりますが、団体自体は今までと同様であり、規程の内容自体にも変更はございません。参考に新旧対照表を記載させていただいております。
- 事務局からは以上となります。
- 議 長 はい、ただ今の第5号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いいたします。

事務局 次回は、10月11日水曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役所大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、11月1日水曜日に臨時総会の開催を予定し、臨時総会後は研修会を予定しております。定例会としてましては、11月10日金曜日を予定しております。事務局からは以上です。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成29年度9月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時20分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成29年 9月12日

議長

署名委員

署名委員